

原・古川兩君除名

第二十九回執行委員會は九月三日本部に於て、赤松、當、高地、森本、三浦、梶原、菊地、田中、固山、津田、牧山、齋藤、宮尾の諸君出席の上、當主事より諸般の報告の後

一、東工聯合ニュース（八月二十四日附）に關する件

右ニュースは其の發行の經過並に記載された記事は本會の統制を亂し本會の名譽を甚だしく毀損せるものである、且つ本會の運動方針と相容れざる思想的現れあるを認める

（註）右ニュースは前日開かれた東工支部聯合常任委員會も東工聯合の意志に反するものたる事、原知人、古川慎吾兩君の獨斷的ビラであると認めて居る。

一、原知人、古川慎吾兩君處分に關する件

右兩君處分に關し執行委員會は本會規約第四十二條に依り除名する事を決議した

決議

日本勞働總同盟遼友同志會執行委員會は、規約第四十二條に依り原知人、古川慎吾兩君を除名す

理由

原知人、古川慎吾の兩君は、共同して「本會の決議に反抗し、本會の運動方針と、相容れざる意志を表せる」記事を記載したビラを、「東工聯合ニュース」の題號を用ひ八月廿四日附にて秘かに作製し之れを頒布したるは本會の統制を亂し本會の名譽を傷けたるものと認む

從來兩君の言動に甚だ遺憾な點あり、兩君の反省を得る爲め圓滿なる手段を盡したのであるが、何等反省する處なく、遂に前記の行動を取てなすに至つたので本會の指導精神を確守し、其の統制を嚴にせんが爲め、規約第四十二條に依り、斷然除名處分に附すの止むなきに至つたのである

我等は、今や我等が堅實なる陣營の、全國的大結成への躍進を期す可きとき、我等が光輝ある指導精神の確保と、重んずべき統制の爲め採つたる、執行委員會の處断を明察せられ、我等が主張貫徹の爲めに勇往邁進せられんことを、全遼友の會員諸君に希ふものである

昭和五年九月三日

遼友同志會執行委員會

本年度中改善事項

本年度に於ける全組合員の努力は相當多くの改善を見た、大會、支部總會等の決議がそれ／＼職場を通じて有効に運動された結果であると信ずる

改善事項	範圍	改善事項	範圍
夏期郵便配達減便	全般的	公傷制取扱上の規程勵行	五支部
小包配達二度地日曜祭日減便	四月一日より全般的	夏期電話部食事時間延長	四支部
技工員夏期日曜祭日全休	全般的	電話部日曜祭日時間短縮	二支部
夏期電話部勤務時間短縮	十五支部	電話部勤務時間短縮	三支部
服裝改善	漸次全般	郵便配達區區増員	六支部
取締班長公選	推薦の形式に依り二支部	溜室内場示板設置	十支部
休暇支給日短縮	六支部	溜室内賣店設置	二支部